



# フランスの一般社会税(CSG)について

(2021年8月現在)

## 1. 経緯と概要

- 一般社会税(CSG)とは、1991年に導入された社会保障目的の所得課税である。徴収は原則として社会保障関係機関によって行われ、一般会計を経ることなく、全額が疾病・年金・介護・家族給付等の目的ごとに分かれた給付機関に直接配分され、執行される。

## 2. 税率

- 各所得に対して課される税率は以下のとおり。
  - 給与所得・事業所得・資本所得等・・・9.2%
  - 失業手当等・・・6.2%
  - 賭博による所得・・・11.2%      等
- ※ 給与所得については、164,544ユーロを超えない分の1.75%が控除され、所得税より課税ベースが広い。
- ※ ほぼ全ての所得を課税対象としているが、一部の社会保障給付及び非課税貯蓄に関する利子等については課されない。

## 3. 税収(2019年決算)

- 1,267億ユーロ(15.6兆円)(一般会計総税収: 2,813億ユーロ(34.6兆円))
- ※ 同年の所得税収は717億ユーロ(8.8兆円)であり、一般社会税収を大きく下回る。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和3年(2021年)1月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。